寒河江市自動車改造費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者が自動車の改造を行う場合において、改造に要した経費の全部又は一部を助成し、身体障害者の経済的負担の軽減及び社会参加の 促進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

- 第2条 改造費助成の対象者は、次のすべての要件を満たすものであって、改造を 行うことにより社会参加が見込まれるものとする。
 - (1) 本市に居住する上肢、下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者
 - (2) 助成対象者が属する世帯の生計中心者の、改造費の助成を受けようとする 年の前年(ただし、1月から6月の間であるときは前々年)の所得税課税所 得金額(各種所得控除後の額)が、改造助成を行う月の属する年の特別障害 者手当の所得制限限度額を超えないもの
 - (3) 助成事業による改造費の助成をうけたことのある者については、当該助成を受けてから5年を経過していること。

(助成額)

第3条 改造費の助成額は、自動車の操向装置、駆動装置等の一部の改造に要した 経費であって、100,000円を限度とする。

(申請)

- 第4条 助成を受けようとする者は、自動車改造費助成事業申請書(様式第1号) に、次の書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - ア 運転免許証の写し(裏面を含む。)
 - イ 改造に要する経費の見積書
 - ウ 自動車車検証の写し

(決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容について審査し、助成の可否を決定し、その結果を自動車改造費助成決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(事業の確認)

- 第6条 自動車改造費助成で前条の決定を受けた者は、対象事業が完了したときは、 速やかに自動車改造完了報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。 (返還等)
- 第7条 改造費の助成を受けた者は、助成を受けた日から5年間、当該助成の対象となった自動車を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 市長は、改造費の助成を受けた者が前項の規定に違反したと認めるときは、助

成金の全部又は一部を返還させることができる。

附則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 寒河江市自動車運転免許取得及び自動車改造費助成事業実施要綱(平成14年 4月1日)は、廃止する。

寒河江市自動車改造費助成事業申請書

年 月 日

寒河江市長 殿

申請者 住 所

氏 名

住 所	寒河江	市						
氏 名				男・女	生年月日	年	月	日(歳)
身体障害	手者手帳	山形県	第		号 (年	月	日交付)
障害名•	等級							級
勤務先	·				所在地			

[改造助成事業]

自動車の車種	
改造内容	
生計中心者の前年の所得金額	生計中心者 氏 名

第	号	
年.	日	Н

寒河江市自動車改造費助成決定(却下)通知書

様

寒河江市長

年 月 日付けで申請のありました自動車改造費助成事業について、 下記のとおり決定(却下)したので通知します。

記

交付決定額	円
改造内容	
却下理由	

自動車改造完了報告書

寒河江市長 殿

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった自動車改造について、下記のとおり完了したので報告いたします。

記

- 1. 完了年月日 年 月 日
- 2. 改造内容
- 3. 改造に要した費用

(添付書類) 改造後の写真